

2021年度 サポートセンターはなのこみち事業計画

『 共同生活援助事業 』 第10期

2021年 4月1日～2022年 3月31日

(2011年07月開設 事業開始より9年)

立案者：サービス管理責任者 植林 保寿

【はじめに】

- ・個々の生活を大切に、自分の家である居心地良い居住空間として、安心して支援を受け入れられる暮らしの場であることを目指す。また、共同で生活をおくる中で、お互いの生活を尊重し合える場であることを目指す。
- ・支援員の定着勤務が可能であるよう、世話人と夜間支援員の連続勤務にならないよう、長時間の支援員配置ではなく、交代制で無理が少ない体制作りを維持する。入居者と支援員双方が、安心出来る場所である事を目指す。
- ・入居者が家族の元を離れ、自立した日常生活を過ごすための訓練ができる場所であることを目指す。
- ・入居者の加齢に伴う身体機能の低下を考慮し、医療機関及び日中系事業所と緊密に連絡をとりあい、緊急時に即応できる体制で、安心・安全な日常生活の場を提供していく。
- ・居住空間の衛生面を徹底し、感染症を蔓延させない住まい作りと環境作りをする。
- ・日中系事業所（サニー・ばなな、サニー・サイト）の土曜日開所に、はなのこみち支援員もスタッフとして応援し協力体制を構築していく。
- ・自立生活訓練事業サービスを希望する体験入居者に対し宿泊訓練を実施。障がいを持つ方が一人でも多く地元地域に居住し、定着できるよう支援を提供していく。

【入居者の状況：2021年3月31日現在】

登録者数

	男性	女性	合計
1階（はなのこみち）	0名	4名	4名
2階（ともの家）	6名	0名	6名
登録者数	6名	4名	10名

年齢構成

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男性	0名	0名	1名	2名	1名	2名	6名
女性	0名	0名	2名	0名	1名	1名	4名
計	0名	0名	3名	2名	2名	3名	10名

障害支援区分

	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
男性	0名	0名	0名	1名	2名	1名	2名	6名
女性	0名	0名	0名	1名	1名	0名	2名	4名
計	0名	0名	0名	2名	3名	1名	4名	10名

1) 入居者支援の具体的なあり方

1. 基本的な生活にかかわる支援

食 事：栄養や好み、季節感などを考慮した食事を提供し、健康状態や年齢にも配慮する。

入居者の状況に応じ、食事形態についても配慮する。

排泄・入浴：入居者の状況に対し、見守り又は身体介護を行う。

睡眠：安心して眠れ、気持ち良く目覚められる環境を作る。

(夜間支援員が2時間おきに巡回・見守り)

衛生保持：玄関やトイレ、風呂などの入居者が共同で使う場所の掃除を世話人が入居者に代わって行う場合がある。部屋の掃除などについては、支援が必要な場合は本人の了解のうえで行う。家屋周辺の環境設備も同様である。感染症対策として、清掃と同時にアルコール等を用いて消毒を行う。

2. 日常活動にかかわる支援

・入居者が通所している事業所等と連携し、日中活動が充実するように支援をする。

・入居者が心身の状況に合わせ、適切なサービスを選べるように支援し、日中を過ごしやすくする。

3. 社会生活にかかわる支援

金銭管理：毎月の家賃・食費・光熱水費・日用品費等などを入居者から預かり、購入及び支払いをする。また、厚生労働大臣の定める自己負担額を集め、上限額の管理を行う。世話人は、別に定める「利用者預かり金等管理規定」に基づいて日常の金銭管理を行うとともに、収支を記帳し毎月利用者及び金銭管理責任者に報告をする。また、入居者は希望に応じて随時それを閲覧することができ、家族にも報告を行うものとする。消耗品の購入についても、入居者に代わって行う場合がある。

余暇活動等支援：入居者間の親睦をはかるために、季節ごとの行事を行う。また、事業所職員に限らず、ヘルパー事業所のスタッフとの外出を通し、それぞれに合った余暇の過ごし方を実現させると同時に、人間関係の幅を広げる。

地域との交流：可能な限り地元自治会の活動へ共に参加し、地域の方との交流を深め、地域の一員としての協力をしていく。

相談・助言：職場や交流関係などにおける悩み、その他わからないことなどの相談について誠意をもって応じ、必要な場合は助言をする。なお、その内容については秘密を厳守する。

4. 個別支援計画の作成

- ・個別支援計画は、サービス更新月（誕生日）毎に見直し、更新を行う。
- ・個別支援計画作成時に家族と情報交換を行い、入居者の状況を常に把握し、日々の支援を行う。必要があれば、家族との3者面談も行い、家族の悩みも共有をしていく。
- ・モニタリング6ヶ月以内の期間にとらわれることなく、随時、個別支援計画については、変更が生じた時点で、ケース会議を開催し変更を行うものとする。なお、毎月1回、月曜日の支援員会議にて、個別支援計画会議を開催し、不参加の職員へも日報等で共有をし、支援体制の不備がないよう徹底を図っていく。

2) 新規入居者受け入れ予定

- ・現在、入居者数は10名中10名（男性6名・女性4名）であり、満室であるため、新規入居者の受け入れ予定はなし。
- ・自立生活訓練体験希望者は、申請が完了次第、随時受け入れ予定。

3) グループホーム体験入居者の状況

- ・現在、体験入居者は女性1名（主に毎週金曜日・日帰り）である。
- ・現在、自立訓練事業（宿泊）の利用状況は男性2名である。サービス利用時は自立訓練事業に登録した職員を配置し、自立訓練計画に基づいた支援を提供する。

4) 入居者支援の具体的内容

1. 日課

- ・日常生活に関わる支援

6:00～ 7:00 起床

7:00～ 8:30 着替え 朝食

8:30～ 9:00 通所準備

9:00～ 9:30 送迎送り出し 夜勤者片付け 引き継ぎ

※日中活動の事業所が休みの場合は、可能な限り入居者の希望に沿った過ごし方ができるように支援する。

16:00～18:00 帰宅後の受け入れ 入浴 洗濯

（金曜日及び、開所されている土曜日・祝日は14:30帰宅）

18:00～19:00 夕食

（金曜日は食後にティータイムを開催する）

19:00～19:30 夕食後の片付け

19:30～21:00 入浴 洗濯 後片付け

21:00～ 就寝前の服薬見守り 就寝介助

※個別の生活リズムに応じて支援体制を柔軟に変更している。

※男性入居者2名、女性入居者2名に関しては、ヘルパー事業所による身体介護を利用し、入浴を実施する。

・人員配置

16:00～21:00 2名（男性1名・女性1名）

※金曜日及び開所されている土曜日・祝日は、14:30より

16:00～19:00 1名（女性1名）

21:00～ 9:30 2名（男性1名・女性1名）

※入居者の体調がすぐれない場合など緊急時には、必要に応じて臨時に人員を配置し、支援体制を確保する。

2. 週間

・移動支援等を利用して週末に外出：本人希望時

・毎週金曜日：夕食後のティータイム。不定期で、入居者に向けた発信や意見集約を行う。

・毎週日曜日：1階多目的室で希望者によるカラオケを実施。

2階厨房で支援員と共に希望者による昼食作りを実施。

3. 年間

6月：校区防災訓練への参加 7月：七夕 8月：PL花火鑑賞会

9月：福祉秋祭り 11月：福祉フェスティバル 12月：クリスマス会

1月：お正月 2月：節分 3月：ひなまつり

時期未定：日帰り旅行

4. 入居者の健康管理

・体調管理：常日頃から表情や食欲の変化など入居者が発するサインを見逃さず、毎朝のバイタル測定等を通して、入居者の健康状態を常に把握する。また不規則な生活リズムにならないよう配慮する。夕食前は入居者全員で嚙下体操を実施し、食事を楽しく安全にできるようにする。

・服薬管理：服用時には職員が見守る。残薬管理はかかりつけの薬局（鹿嶋薬局）に担ってもらい、医療機関と連携して、入居者の状態にあわせた服薬ができるように支援をする。

・入院中の支援：医療機関及びご家族と連携して、入院生活に必要な支援をする。必要に応じて入院時コミュニケーション支援を使用し、円滑に入院生活が送れるように、また入院中のストレスを軽減できるようにする。

・在宅医療：定期的に看護職員がバイタルチェック及び健康相談を行う。また、入居者の状況に応じ、必要な場合は定期的に訪問診療を受けられるようにする。（協力医療機関：太田医院）

医師からの指示で酸素吸入が必要な入居者へ携帯酸素および居室内で使用する酸素吸入器の機器管理を行う。（酸素吸入器業者：大丸エナウイン及び新生）

・口腔ケア：入居者の状況に応じ、必要な場合は支援員が口腔ケアを行う。専門的な口腔ケアが必要な場合は、1週間に1度、訪問歯科診療を受けられるようにする。

（毎週金曜日 協力医療機関：西村歯科）

- ・訪問看護：医師からの指示で訪問看護が必要な入居者には、定期的な訪問が受けられるようにする。(毎週火曜日及び水曜日 協力医療機関：訪問看護ステーション介輪)
(毎週金曜日 協力医療機関：耳原訪問ステーション)
- ・訪問マッサージ：入居者の身体的負担軽減を目的に定期的にマッサージを受ける。緊張を緩和し、リラックス効果および身体の稼動域を増やす。(毎週木曜日 協力医療機関：川野マッサージ)

5. 通所支援

- ①朝、夜間支援員が自力通所可能な入居者と共に徒歩にて一緒に通所する。
- ②利用事業所等の送迎車到着時の送り出し、受け入れ支援を行う。

5) 防災・避難訓練の重視と事故防止対策・対応

- ・避難訓練と自主防災訓練を実施し、所轄消防署の指導を受ける。定期的に消化設備・避難経路の点検を受け、消防用設備を維持する。
- ・はなのこみち及びサニー・ばなの2拠点で、災害が発生した際に使用する食料品や日用品の備蓄を行う。また、食料等の備蓄は、定期的に確認を行い、常に使用できる状態を維持しておく。
- ・事故防止のための環境整備など、十分な配慮を行い支援に当たる。万が一、事故が発症した場合は、家族及び支援者への連絡、救急搬送などの対応を迅速に行う。
- ・地域防災訓練に参加し、日ごろから地域住民との交流を重ねて、支え合える関係性を築きあげていく。
- ・安心・安全な環境づくりを意識し、職員が常に、“気づき”ができるような意識改革（リスクマネジメント）の徹底を図っていく。
- ・事故または、苦情が発生した場合は、5日以内に報告書を作成し、1週間以内に全職員が情報を共有して再発防止に最善を尽くす。
- ・障がい者防災対策プロジェクト会員になり、防災対策を強化する。防災委員を選任し、防災・減災対策について法人内各事業所の防災委員と協議し、日ごろから防災・減災に努める。

6) 感染症対策・対応

- ・日々の感染症対策として、手洗い・うがい・消毒・マスク着用など、最低限の自己防衛策に努める。また、共有の場所などは定期的にアルコール等で消毒を行う。
- ・国や行政からの通達に従い、適切な対応と支援を行う。
- ・万が一、入居者の中で感染者が出た場合は、家族及び関係機関へ速やかに連絡し、感染拡大の防止に向けた対応に努めるとともに、感染者及びその他の入居者に対して隔離等の適切な対応を行っていく。
- ・感染対策に必要な備蓄品の状況を定期的に確認し、一覧表にして、常に在庫チェックしながら使用できる状態を維持しておく。

7) 地域社会との交流

- ・「こんにちはサニー・サイトです」(地域新聞)に「はなのこみち」の情報を掲載し、広く地域の方に

「はなのこみち」のことを発信していく。

- ・ 地元、深井清水町自治会行事に積極的に参加し、交流を深める。深井清水町の住民として、町内行事に進んで参加する。また地域住民として、住みやすい街づくりを共に目指す。
- ・ 地域からの実習や、見学を進んで受け入れ、交流を図り、理解を求めていく。
- ・ 自助の強化に努め、地域の共助に資する社会資源となることを目指す。

8) 成年後見制度の利用

- ・ 現在の成年後見制度利用状況：男性3名 女性0名
- ・ ご本人、ご家族の高齢化に伴い、契約手続きや金銭管理が難しくなる状態に備え、必要に応じて成年後見制度の利用をすすめていく。まずは、入居者の優先順位をつけ、後見人の担い手が乏しい方（両親の不在等）2名（男性1名 女性1名）を最優先とし、中区役所に申請の手続きを進めていく。その後、順次、年度内には、必要とする方全員の申請を完了させていく事を目指す。

9) 利用料金

- ・ 家賃 ⇒月40,000円（10,000円は公費で家賃補助有り）
※生活保護受給世帯に属する方については堺市が定める住宅扶助額の上限額を基準としその額にあわせた家賃を徴収。（38,000円）
- ・ 食費 ⇒月20,000円
- ・ 日用品費 ⇒月4,000円
- ・ 光熱水費 ⇒月16,000円
- ・ 修繕積立費 ⇒月2,000円
- ・ 金銭管理費 ⇒月1,500円（希望者のみ）
※上記の費用は、毎年度精算とし、過不足分は徴収。逆に余剰金については、人数割にて返金する。

10) 職員について

- ①健康診断：全職員が定期的に健康診断を実施し、疾病の早期発見、早期治療を行う。夜勤勤務者は、年に2回の健康診断（6～8月と11～1月）を行う。
- ②研修：入居者の障害特性を理解し、適切な支援・対応が出来るような専門性の向上をはかる為、積極的に事業所内外の研修に参加する。また、福祉専門の資格（介護福祉士・行動援護等）取得についても、法人が積極的に補助制度を活用し協力する。
勤務開始から3年未満の夜勤職員に対してグループホームの業務（入居者支援中心の内容）についての研修を個別で実施する。
入職間もない職員には、熟練した職員による同行研修を実施し、各入居者の障がい特性などを踏まえた、適切な支援対応が出来るように努める。
- ③会議：月に1度（毎月第1月曜日）に職員会議を実施し、入居者の変化や、支援内容の変更について意見交換を行い、支援内容の向上を図っていく。また、会議に参加できない職員へは、速やかに会議録の作成を行い、決定事項及び変更内容の共有を図っていく。

- ④部会参加：定期的に行われている、グループホーム部会に参加し、常に最新の情報を入手する事を心掛けていく。また、他事業所とも、課題の共有を行う事で、他の視点からの助言を頂き、課題解決に繋げていく。
- ⑤職務分担：業務や役割を適正に分担し、個々の職員が過重負担にならないよう、配慮、工夫をする。また自発性を培う環境づくりを心がけ、個々の職員が能力を発揮できる職場環境を目指す。

1 1) 指定有効期限について

- ・ 共同生活援助 → 令和2年 5月 1日から令和7年 4月30日まで

1 2) 加算の取得状況について

- ・ 福祉専門職員配置等加算【I】
- ・ 重度障害者支援加算
- ・ 夜間支援体制加算【I】
- ・ 医療連携体制加算【V】
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算【I】
- ・ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算